

適格消費者団体の差止請求等からみた集合訴訟の必要性（暫定版）

参考1

消費者団体訴訟制度の適格消費者団体が、消費者被害の拡大防止のために、約款・勧誘行為等の是正を求めてきた事例から、集合的訴訟で救済が期待されるものを例示しました。今後の集团的消費者被害救済の制度設計に係る議論においては、以下のような事例の救済にも適合する制度をご検討ください。

（事例提供団体 埼玉消費者被害をなくす会、京都消費者契約ネットワーク、全国消費生活相談員協会、消費者支援機構関西、消費者機構日本）

被害者の特定が比較的容易であり、被害内容が定型的と思われる事例

	事件名 (取り扱った適格団体)	差止請求に係る経緯 (2010年3月末日現在)	事案の概要	想定される被害者の請求	想定される個々の被害者の一般的な被害金額
1	予備校の入学手続き後の学納金不返還規定の差止請求事案 (消費者機構日本)	当該事業者は申入れの趣旨を受け入れ約款を是正したため、協議終了済。	予備校において、入学手続き時に、入学金・授業料・諸経費の入金を求め、入金後はそれらの金員を一切返還しないとした入学案内規定の削除を求めた事案	消費者契約法9条1号により、当該学納金不返還規定が無効であるとして、不当利得返還請求	入学辞退の場合は、年間授業料と年間諸経費の約60万円。入学後は、退学時期によって被害金額は異なる。
2	家庭教師契約の年会費について、中途解約と返金を認めない規定の差止請求事案 (消費者機構日本)	当該事業者は申入れの趣旨を受け入れ、当該約款は是正され、協議終了済。	家庭教師契約を中途解約した場合も、年会費については家庭教師以外の役務を受けられることから、解約も返金も不可とする規定の削除と中途解約時の返金規定を設けるよう求めた事案	特定商取引法49条2項により、当該年会費不返還規定が無効であるとして、不当利得返還請求	年会費の額は、約4万円。解約時期によって被害金額は異なる。

	事件名 (取り扱った適格団体)	差止請求に係る経緯 (2010年3月末日現在)	事案の概要	想定される被害者の請求	想定される個々の被害者の一般的な被害金額
3	建築申込金について申込みを撤回した場合も全額受領する規定の差止請求事案 (消費者機構日本)	当該事業者は申入れの趣旨を受け入れ、当該約款は是正され、協議終了済。	建築請負契約の締結に先行し、建築申込制度として申込金5万円を受領。申込みを撤回した場合も申込金全額を撤回手数料及び業務手数料として受領するとした規定の削除を求めた事案。	消費者契約法9条1号により、建築申込金全額を返還しない趣旨の規定が無効であるとして、不当利得返還請求	建築申込金の額は5万円。申込み撤回時までに提供された役務の対価等を控除した額が被害金額となる。
4	資格取得のための講座の受講契約について、原則として中途解約を認めない規定の差止請求事案 (消費者機構日本)	当該事業者は申入れの趣旨を受け入れ、当該約款は是正。合意書締結後、終了済。	資格取得のための受験準備を目的とした講座の受講契約において、受講契約締結後の解約・返金を原則として認めていない規定について削除し、適正な返金規定を設けるよう求めた事案。	消費者契約法10条により解約不可条項を、同法9条1号により受講料不返還条項をそれぞれ無効であるとして、不当利得返還請求	受講料総額は約70万円。解約の時期によって、被害金額は異なる。
5	有料老人ホームの入居申込金不返還規定、入居一時金償却規定に係る差止請求事案 (消費者機構日本)	申入れ後、当該約款は是正され、協議終了済。ただし、事業者は消契法9条該当とは認めていない。	有料老人ホームの入居契約において、入居申込金については一切返還しないとした規定、入居一時金については早期に高率な償却を行うとした規定、それぞれについて、当該規定の削除を求めた事案。	消費者契約法9条1号により、それぞれの規定が無効を主張し、不当利得返還請求	入居申込金は約70万円、入居一時金は約400万円。退去時期によって被害金額は異なると思われる。
6	不動産賃貸借契約時に支払う礼金・一時金など (消費者支援機構関西)	協議中。	不動産賃貸借契約時に支払う対価性が不明な礼金・一時金条項	消費者契約法10条により不当利得返還請求	額は個別性あり

	事件名 (取り扱った適格団体)	差止請求に係る経緯 (2010年3月末日現在)	事案の概要	想定される被害者の請求	想定される個々の被害者の一般的な被害金額
7	プリペイド式携帯電話の形式が更新されるため無効になった通話料残高(消費者支援機構関西)	申入れの趣旨を受け入れなかったが、一定の改善が実施されたため、協議を一旦終了した。	プリペイド式携帯電話の形式が更新されるとの理由で周知が不徹底なため前払い式通話料残高が無効にされた	民法415条により損害賠償	額は個別性あり
8	貸金業者の早期完済時の違約金特約条項 (消費者支援機構関西)	最高裁に訴訟係属中。	貸金業者の早期完済時に残元金の一定の割合の違約金を元金と利息に上乗せして支払わせる特約条項	消費者契約法10条により不当利得返還請求	額は個別性あり
9	不動産賃貸借契約において明渡の遅滞につき賃料相当額の2倍の違約金を定める条項 (消費者支援機構関西)	協議中。	不動産賃貸借契約において明渡の遅滞につき賃料相当額の2倍の違約金を定める条項	消費者契約法9条1号、10条により不当利得返還請求	額は個別性あり
10	ケーブルテレビサービスにおいて最低利用期間以内の加入者から解約・解除の場合に、解除料として残余期間に対応する利用料の一括払い条項(消費者支援機構関西)	申入れ後、当該条項については意見の相違が残ったが対応については一定の改善が実施されたため、協議を一旦終了した。	ケーブルテレビサービスにおいて最低利用期間以内の加入者から解約・解除の場合に、解除料として残余期間に対応する利用料の一括払い条項	消費者契約法9条1号により不当利得返還請求	約4万円

	事件名 (取り扱った適格団体)	差止請求に係る経緯 (2010年3月末日現在)	事案の概要	想定される被害者の請求	想定される個々の被害者の一般的な被害金額
11	警備保障契約の中途解約条項、契約の解除の伴う損害賠償の額の予定、責任の一部を免除する規定、損害賠償債務の全部を免除する条項 (消費者支援機構関西)	申入れの趣旨を受け入れ、当該約款が是正されたため、協議を終了した。	警備保障契約の中途解約条項、契約の解除の伴う損害賠償の額の予定、責任の一部を免除する規定、損害賠償債務の全部を免除する条項	消費者契約法9条1号、8条2号及び4号、8条1項1号及び3号により損害賠償および不当利得返還請求	額は個別性あり
12	インターネットプロバイダーの年一括払い契約について、期間中に解約しても残りの期間の利用料金は返金しないという契約条項 (消費者支援機構関西)	申入れの趣旨を受け入れ、当該約款が是正されたため、協議を終了した。	インターネットプロバイダーの年一括払い契約について、期間中に解約しても残りの期間の利用料金は返金しないという契約条項	消費者契約法10条により不当利得返還請求	額は個別性あり
13	クレジットカード会社の「暗証番号の入力を伴う取引についての損害」についての条項 (消費者支援機構関西)	当該条項について意見を異にするが、事業者において一定の運用がなされていることを確認の上、申入れを一旦終了	クレジットカード会社の「暗証番号の入力を伴う取引についての損害」について、原則として契約者が責任を負い、例外的に「会員に過失がなかったことの証明があった場合」のみ貴社が責任を負う旨の条項	消費者契約法10条により損害賠償請求	額は個別性あり
14	衛星音楽放送事業者が約款にない違約金を徴収した事案 (消費者支援機構関西)	要請をしたが、回答がなく要請を終了した。	衛星音楽放送事業者が約款にない違約金を徴収し、不十分な周知しかなかったため一部の契約者にしか返還しなかった事案	民法703条により不当利得返還請求	約3万円

	事件名 (取り扱った適格団体)	差止請求に係る経緯 (2010年3月末日現在)	事案の概要	想定される被害者の請求	想定される個々の被害者の一般的な被害金額
15	クレジット会社が重要な変更を合意を得ず決定事項であるかのように通知した (消費者支援機構関西)	要請後、申入れの趣旨を一部受け入れ、一定の改善が実施されたため、協議を終了した。	クレジット会社がキャッシングサービス及びローンカードサービスに関しリボルビング払いにおける返済額等を変更する旨を決定事項であるかのように通知した	消費者契約法10条により損害賠償請求	額は個別性あり
16	スポーツクラブの一括年払いの中途解約における不返還規定の差止請求事案 (全国消費生活相談員協会)	協議中	スポーツクラブにおいて、会費を1年前払いにした場合、中途解約しても一旦納入した費用は原則返還しないとする規定が不当条項であるとして削除を求めた事案	消費者契約法9条1号により、年会費の不返還規定が無効であるとして不当利得返還請求	年会費(会員の種別により116,655円~153,615円)のうち、未経過期間部分
17	介護付有料老人ホームの中途解約における入居金の不返還規定の差止請求事案 (全国消費生活相談員協会)	協議中	介護付有料老人ホームにおいて、契約時に支払った入居金の15%~30%を初期償却として契約当初に差引き、死亡・中途退去の際に、初期償却部分は返金しないとの条項が、不当条項として削除を求めた事案。	入居金は利用期間に応じ清算されるべきであり、初期償却条項は消費者契約法10条並びに9条により無効であるとして、不当利得返還請求。	入居金は1400万円~4000万円であり、初期償却はその15%から30%までとなっている。該当する金額。
18	建物賃貸借契約における敷引条項事案(京都消費者契約ネットワーク,以下「KCCN」で表記)	意思表示の差止については事業者が認諾し,間接強制決定がなされた。	建物賃貸借契約の敷金から一定額を控除して返金する敷引特約の意思表示の停止を求めた事案	敷引金の不当利得返還請求	15万円程度から50万円程度

	事件名 (取り扱った適格団体)	差止請求に係る経緯 (2010年3月末日現在)	事案の概要	想定される被害者の請求	想定される個々の被害者の一般的な被害金額
19	建物賃貸借契約における定額補修分担金条項事案(KCCN)	10年3月26日控訴審判決がなされ、新規契約における意思表示の差止が認められた。尚、判決は未確定である。	建物賃貸借契約における定額補修分担金条項(リフォーム費用として賃借人が一定額を支払い、軽過失損耗の補修費はそれでカバーされるが重過失損耗の補修費は賃借人が別途負担すべきとするもの)の意思表示の停止を求めた事案	定額補修分担金の返還請求	15万円から50万円程度
20	冠婚葬祭互助会の解約金条項事案(KCCN)	京都地裁に訴訟係属中。	冠婚葬祭互助会の解約金条項の意思表示の停止を求めた事案	解約金の返還請求	数千円から10万円程度
21	携帯電話の解約料条項事案(KCCNで準備中)	差止請求書を発送したところ、事業者らから応じないとの返答あり。訴訟提起準備中。	携帯電話を解約した際に徴収される9975円の解約料条項の意思表示の停止を求める事案	解約金の返還請求	9975円
22	結婚式場の解約料条項事案(KCCNで準備中)	10年3月17日京都地裁に差止訴訟を提起した。	結婚式場利用契約の解約料条項の意思表示の停止を求める事案	解約料の返還請求	10万円から100万円程度
23	着物のレンタル規定の差止請求事案(埼玉消費者被害をなくす会)	申入れ後、明確な回答が得られないため再度の差止請求書兼申入書を準備中。	着物販売・レンタル事業者が使用しているレンタル規約において、オーダーレンタルのキャンセルは応じないという項目と、キャンセル料の設定項目について使用停止及び修正を求めた事案	消費者契約法9条1号により、当該キャンセル規約が無効であるとして、不当利得返還請求	契約キャンセルの場合には10万~30万円(契約内容による)

被害者の特定は比較的容易ではあるが、被害内容の個別性が強いと思われる事例

	事件名	差止請求に係る経緯（2010年3月末現在）	事案の概要	想定される被害者の請求	想定される個々の被害者の一般的な被害金額
24	建築請負契約において、着工日前の契約解除に伴う違約金に係る不当条項の差止請求事案 （消費者機構日本）	当該事業者は申入れの趣旨を受け入れ、当該約款は是正され、協議終了済。	建築請負契約において、注文者が着工日前に契約を解除した場合に、注文者は事業者が既に支出した費用を負担するとともに、違約金として請負代金の20%を支払う規定につき、不当条項として削除を求めた事案	消費者契約法9条1号により、不当利得返還請求	請負代金の総額により個別性あり。（約300万円～600万円程度か）
25	留学あっせん契約の取消手数料に関する規定の差止請求事案 （消費者機構日本）	申入れ後、当該事業者が倒産し、終了。	消費者が留学あっせん契約を解除する場合、時期に係らず一定（15%～20%）の取消手数料を定める条項の削除を求めた事案。	消費者契約法9条1号により、取消手数料について、事業者が生ずる平均的損害を超える部分につき、不当利得返還請求。	当機構に寄せられた情報の契約金額は約45万円。取消手数料は、約11万円。個別性強い。
26	不動産賃貸借契約において、退去時の原状回復費用に関する規定の差止請求事案 （消費者機構日本）	通常清掃費用の取扱いを除き、当該事業者は申入れの趣旨を受け入れ当該約款は是正された。	不動産賃貸借契約において、退去時に、賃借人に対し通常損耗の復旧費用について一定割合の負担を求める旨定めている条項について、その削除を求めた事案。	消費者契約法10条により、不当利得返還請求。	被害金額については、賃料の違いや、賃借人の故意・過失による損耗の程度により個別性強い。

	事件名	差止請求に係る経緯（2010年3月末現在）	事案の概要	想定される被害者の請求	想定される個々の被害者の一般的な被害金額
27	中古自動車売買契約において、事業者（売主）の瑕疵担保責任を免除する規定の差止請求事案（消費者機構日本）	当該事業者は申入れの趣旨を受け入れ、当該条項は削除され、協議終了済。	中古自動車売買契約において、買主は隠れたる瑕疵を知ってから1年間は事業者（売主）に瑕疵担保責任を追求できるところ、メーター改ざんの場合について権利行使できる期間を納車日より90日以内に限定した条項について、削除を求めた事案。	消費者契約法8条1項5号により当該条項を無効とし、民法570条による契約の解除または損害賠償請求を行う。	被害内容と被害金額は個別制が強い。
28	不動産賃貸借契約において退去時に徴収している基本清掃代、室内家具・備品の清掃料等、契約半年以内の解約時の違約金（消費者支援機構関西）	当該条項は当団体と意見を異にする部分があるが、申入れ後、他の多くの条項で改善をはかったため、一旦申入れを終了した。	不動産賃貸借契約において退去時に賃借人が清掃するか否かにかかわらず徴収している基本清掃代、室内家具・備品の清掃料等の条項、契約半年以内の解約時の平均的損害を上回ると考えられる違約金条項	消費者契約法10条により不当利得返還請求、消費者契約法9条により不当利得返還請求、	個別性あり
29	共同住宅賃貸借契約における不当条項の差止請求事案（全国消費生活相談員協会）	申入れ後、当該事業者は申入れの趣旨を受け入れ当該条項は削除・是正され、協議終了済。	「貸主が契約期間満了の1ヶ月前までに異議申し出のない場合は更新する」という条項は、賃借人にとっては1ヶ月前に突然更新拒否される可能性があり、不当条項であるとして削除を求めたなどの事案	契約解除に伴う無催告条項等について消費者契約法10条により無効である。	

	事件名	差止請求に係る経緯（2010年3月末現在）	事案の概要	想定される被害者の請求	想定される個々の被害者の一般的な被害金額
30	美容整形外科の解約における不返還規定の差止請求事案 （全国消費生活相談員協会）	申入れ後、当該事業者は申入れの趣旨を受け入れ一定の改善がされたため、今後運用を注視することとして一旦申入れを終了した。	美容整形外科の手術予約後に解約をした場合、2週間前までは50%、前日は80%、当日は100%の解約料となっている条項が不当な条項として削除を求めた事案。	消費者契約法9条1号により、無効であるとして不当利得返還請求。	

被害者の特定は困難であるが、被害内容は定型的と思われる事例

	事件名	差止請求に係る経緯（2010年3月末現在）	関連する法規制	想定される被害者の請求	想定される個々の被害者の一般的な被害金額
31	英会話学校の受講契約時の長時間勧誘・退去妨害や不実告知（消費者支援機構関西）	2008年8月28日大阪地裁に差止請求訴訟を提起、2009年3月4日和解が成立した。和解条項違反が明らかになったため、違約金の強制執行を求め、執行文付与の訴えを2009年12月25日に大阪地裁に行った。	就職説明会場等の前でアンケートと称し電話番号入手し、後日呼び出して長時間しつこく勧誘、退去妨害や不実告知・不利益事実の不告知を行い英会話学校受講契約を締結させた	消費者契約法4条1項1号、同2項、同3項1号、同3項2号による取消により不当利得返還請求	授業料とクレジットの金利を含め約70万円

この他、特定の事業者について、一定数の債務不履行の情報が寄せられる場合があります。現行の差止請求の対象は、約款・勧誘行為・表示であるため、債務不履行事案に関して対応が困難です。集团的被害救済制度が導入されれば、債務不履行の事案にも対応できるようになることが期待されます。

被害者の特定が困難であり、被害内容の個別性も強いと思われる事例

	事件名	差止請求に係る経緯（2010年3月末現在）	事案の概要	想定される被害者の請求	想定される個々の被害者の一般的な被害金額
32	インターネットオークションにおける出品者のID乗っ取り被害（消費者支援機構関西）	当該条項は当団体と意見を異にする部分があるが、要請を行い、対応については一定改善されたので、協議を終了した。	インターネットオークション主催者が出品者に十分なセキュリティ等の情報を提供しなかったため、何者かが他人になりすましIDを乗っ取って出品し、出品料が本人に請求された	消費者契約法違反及び不法行為または債務不履行による損害賠償請求	個別性あり